

資料 6

(様式 1)

平成 24 年 10 月 5 日

長久手市教育委員会 御中

申請者

住所 名古屋市東区泉 1-12-35 1091 6119F

団体 一般社団法人愛知県理学療法士会
健康福祉部 スポーツ傷害課

代表者 宮川 博文



連絡先電話番号

後援・推薦名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援・推薦名義使用を承認してください。

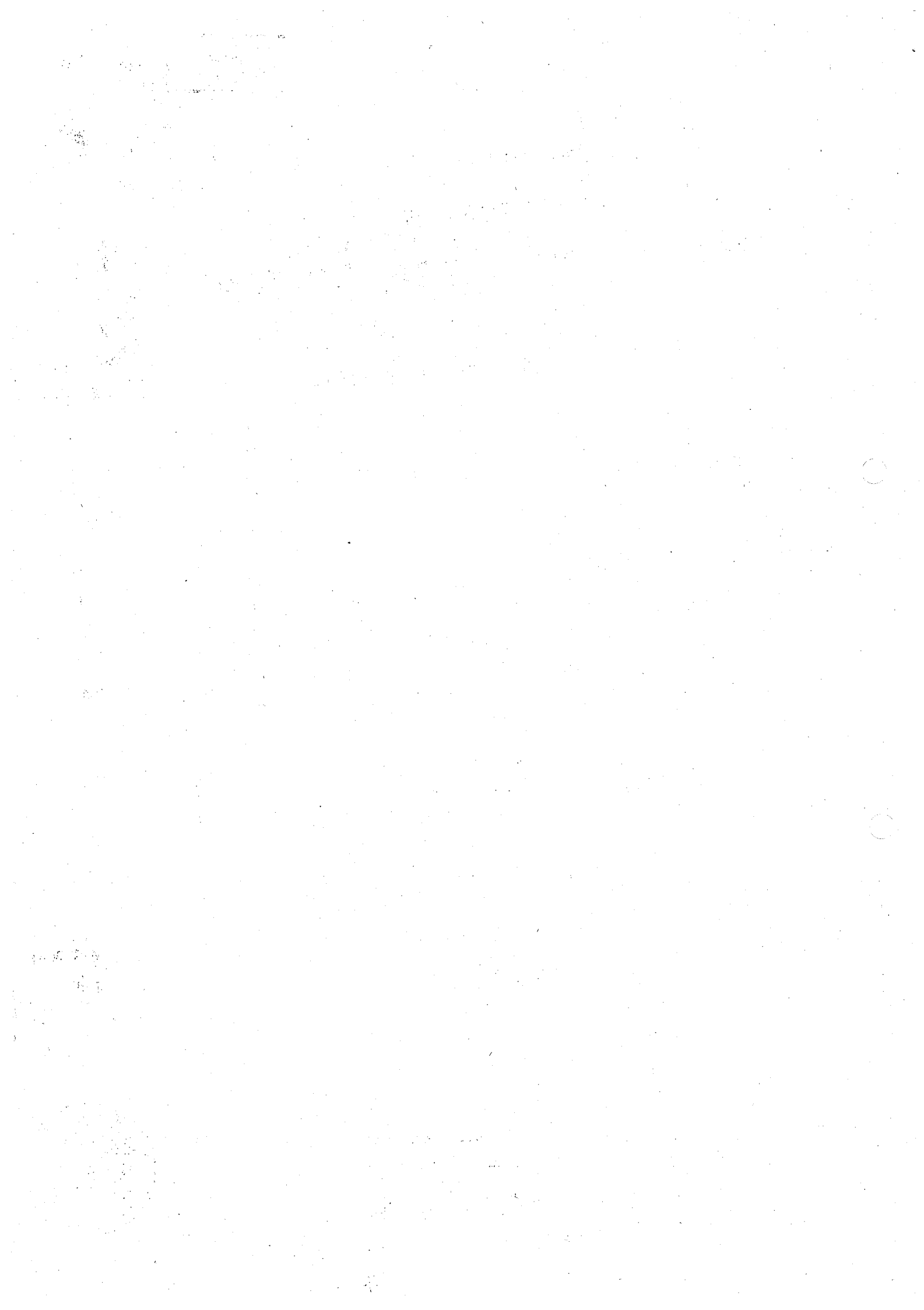
記

行 事 名	スポーツ傷害講座 - バasketボール もっと楽しく! もっと安全に!
行 事 の 目 的	小・中学校 Basketball 選手の傷害予防
主 催	愛知県理学療法士会 健康福祉部
その他の後援・ 推薦依頼先	長久手市 体育協会
開 催 の 期 日	平成 24 年 12 月 6 日
開 催 の 場 所	長久手市 松ヶ池体育館
入 場 料	無 料
対 象 者	長久手市内在住・在勤で小・中学生を対象とした Basketball 指導者 及び市内小・中学校 Basketball の選手・保護者
前 回 の 開 催 日	(平成 20 年 12 月 11 日)
内 容	小・中学生の身体特性, Basketball の傷害特性について 解説し, 傷害予防のためのコンディショニング及びトレーニング 方法について実技を中心に紹介する。

* 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

* 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること





※ HOME

※ トピックス

※ 理学療法って？

※ 職能活動

※ 社会活動

※ ブロック局

※ 組織と定款

※ 各種届出用紙

※ 資料集

※ リンク

※ お問い合わせ

[≪ 組織と定款の目次に戻る ≫](#)

一般社団法人 愛知県理学療法士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛知県理学療法士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人の主たる事務所を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、愛知県内に勤務又は居住する理学療法士の学術技能を研鑽し、人的資質の向上をはかり、理学療法を通じて愛知県民の保健、医療及び福祉の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 理学療法に関する学会、研修会、講習会の開催、後援
2. 理学療法に関する調査、研究
3. 理学療法に関する刊行物の発行
4. 理学療法に関する広報
5. 教育活動に関する協力
6. 関係団体および行政機関との協力と連携
7. 特定非営利活動法人愛知県理学療法学会との協力と連携
8. 社団法人日本理学療法士協会との協力と連携
9. 愛知県内に勤務又は居住する理学療法士の福利厚生及び業務支援
10. 地域社会における理学療法の普及と発展
11. 前各号に附帯又は関連する事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報により掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、理学療法士免許を有する者で、愛知県内に勤務又は居住する者を社員とする。

2 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

3 前項の様式については、第27条の会則において定めるものとする。

(経費の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は当法人に対し、社員になった時には入会金、その後毎年、会費(以下、総称して「経費」という。)を支払う義務を負う。この経費の額の決定は、社員総会の決議によらなければならない。

2 前号に定める既納付の経費については、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、退社の予告をするものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 第5条第1号に規定する資格の喪失
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡又は解散
- (4) 除名

(除名)

第8条 社員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は正当な理由なく会費を1年以上納入しないとき等社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、副代表理事がこれに当たる。

2 社員総会を招集するには、当該社員総会の日から10日前までに各社員に対して通知を発するものとする。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事の解任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わ

なければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。但し、当該代理人は、当法人の議決権を有する社員1名であることを要する。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、社員のうちから理事会で選任する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(資格)

第17条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 監事は、当法人又は当法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(選任)

第18条 当法人の理事及び監事は、社員総会において選任する。

(代表理事等)

第19条 理事のうち1名を代表理事、2名を副代表理事とする。

- 2 代表理事は、理事会の決議によりこれを定める。
- 3 副代表理事は、理事の中から代表理事が指名する。
- 4 代表理事は当法人を代表し、業務を統括する。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(顧問・相談役・参与)

第21条 理事会の承認により、当法人に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第23条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

第6章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配)

第25条 当法人は、剰余金の分配をおこなうことができない。

第7章 基金

(基金)

第26条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するときまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 会則等

(会則)

第27条 当法人の運営、組織及び会員等に関する事項は、理事会が定める会則による。但し、法令又は本定款に定める場合はこの限りではない。

(会員)

第28条 当法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員のほか、名誉会員及び賛助会員をおくことができる。会員の資格の得喪、入会手続等については、前条の会則において定める。

第9章 解散

(解散)

第29条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(最初の理事及び監事の任期)

第31条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

第6条(経費の負担)及び第30条(残余財産の帰属)の施行は平成21年4月1日とする。

その他の規定は、平成21年3月8日より施行する。

▲このページの先頭にもどる

一般社団法人 愛知県埋字療法士会
事務局

〒461-0001 名古屋市東区泉1-12-35 1091ビル9F
TEL&FAX 052-972-6295

<< 戻る

2011・2012 年度

一般社団法人 愛知県理学療法士会組織図

各長

池野倫弘
藤田正之
安本旭宏

山口慎也
熊谷泰臣

沼倉 功
荒谷幸次

山本佳司
近藤達也

名古屋東 銭田良博
名古屋南 都築 晃
名古屋西 江口雅之
名古屋北 上田周平

尾張西部 乾瑠美子
尾張東部 日比野幹也
尾張中部 宮原利博
尾張北部 岡崎 誉

北部 山本正都
南部 酒井元生

片岡寿雄
松野俊次
西山知佐

監 事

岡西哲夫
青木一治

鳥山喜之

代表理事

理事会

副代表理事:星野 茂
副代表理事:坂口勇人

理事:加藤文之

理事:松野俊次

理事:熊澤輝人

理事:片岡寿雄

理事:小川智也

理事:西山知佐

理事:篠田 明

総 会

事務局

局長:加藤文之

職能局

局長:篠田 明

社会局

局長:熊澤輝人

ブロック局

局長:小川智也

総務部

財務部

ニュース編集部

業務推進部

保険部

社会部

健康福祉部

小児福祉部

広報部

名古屋ブロック

江口雅之

尾張ブロック

宮原利博

知多ブロック

飯田文彦

西三河ブロック

酒井元生

東三河ブロック

伊藤 淳

名古屋東

名古屋南

名古屋西

名古屋北

尾張西部

尾張東部

尾張中部

尾張北部

北部

南部

選挙管理委員会

委員長:保村 豊

常設委員会

特設委員会

組織委員会

表彰委員会

白書委員会

法人設立委員会

沿革（愛知県理学療法士会 健康福祉部 スポーツ傷害事業活動録）

愛知県理学療法士会は平成17年より、県内行政機関と連携を取り、スポーツ傷害講座を開催し、地域住民の健康増進、傷害の予防と改善に向けた取り組みを行っています。以下に過去5年間のスポーツ傷害講座について報告します。

- 2011 (H.23) 年度

スポーツ傷害講座

- 尾張東部：1月22日 尾張旭市 市民会館

「バスケットボール もっと激しく！もっと安全に！ -傷害予防のためのコンディショニング
チェック及びトレーニング方法-」 宮川博文 稲見崇孝 井上雅之 松井健一
参加人数 73名

- 2010 (H22) 年度

スポーツ傷害講座

- 尾張東部：10月10日 瀬戸市 品野中学校 体育館

「バスケットボール もっと激しく！もっと安全に！ -傷害予防のためのコンディショニング
チェック及びトレーニング方法-」 宮川博文 稲見崇孝 井上雅之 小林正和
参加人数 88名

- 2009 (H21) 年度

スポーツ傷害講座

- 尾張東部：10月4日 瀬戸市 市民体育館

「バスケットボール もっと激しく！もっと安全に！ -WJBL 外傷予防プログラムの紹介を
中心に-」 宮川博文 稲見崇孝 井上雅之 小林正和
参加人数 81名

- 2008 (H20) 年度

スポーツ傷害講座

- 尾張東部：12月11日 長久手市 杵ヶ池体育館

「バスケットボール もっと激しく！もっと安全に！ -WJBL 外傷予防プログラムの紹介を
中心に-」 宮川博文 稲見崇孝 井上雅之 小林正和
参加人数 91名

- 2007 (H19) 年度

スポーツ傷害講座

- 尾張東部：3月30日 名古屋市名東区スポーツセンター

「発育期スポーツ傷害の予防と対策」 宮川博文 稲見崇孝 島田政明 藤代国幸
参加人数 80名

収 支 計 画 書

愛知県理学療法士会 健康福祉部

2012年度スポーツ傷害講座

収入の内訳		支出の内訳	
内 容	金額 (円)	内 容	金額 (円)
愛知県理学療法士会 スポーツ傷害講座 予算	150,000	講師 謝礼 (30,000 × 4)	120,000
		会議費	10,000
		通信費	5,000
		スタッフ交通費	5,000
		雑 費 (コピー、文房具代等)	10,000
合 計	150,000	合 計	150,000

(収 入) 150,000 円 — (支 出) 150,000 円 = 0 円

事業計画書

1. 事業名 スポーツ傷害講座ーバスケットボール もっと激しく！もっと安全に！ー

2. 開催日時 平成24年12月6日(木) 18:00~21:00

3. 開催場所 長久手市 杵ヶ池体育館

4. 全体 日程 (時間配分は概略です)

18:00~ 参加者の受付開始

18:15~ 講座開始

18:15~ 講義

18:30~ 実技① コンディションチェック

19:30~ 実技② 傷害予防のトレーニング

20:30~ 質疑応答

20:50 講座終了



スポーツ傷害講座

参加 無料

— バスケットボール

もっと激しく! もっと安全に! —

日時 平成24年12月6日(木曜日)

受付 18:00~(下記会場にて)

開始 18:15 **終了** 20:45

会場 長久手市 枳ヶ池体育館

内容 傷害予防のためのコンディションチェックおよびトレーニング方法について実技を含め紹介します。

講座内容のお問い合わせは、愛知医科大学 運動療育センター

宮川博文 (TEL 0561-61-1809) までお願いします。

対象 長久手市内在住・在勤で小中学生を対象としたバスケットボール指導者
及び市内小・中学校バスケットボールの選手・保護者

講師	愛知医科大学 運動療育センター	理学療法士	宮川博文
	愛知医科大学 運動療育センター	トレーナー	稲見崇孝
	愛知医科大学 運動療育センター	理学療法士	井上雅之
	トヨタ紡織サンシャインラビッツ	理学療法士	小林正和

持ち物 体育館シューズ、バスタオル、筆記用具、
ビニール袋(下履き靴用)

※当日は運動の出来る服装でご参加下さい。

申込み 裏面申込書にチーム単位で記入し、11月30日迄に
ファクス(FAX 0561-63-3536 愛知医科大学 運動
療育センター)にて申込み下さい。



主催 愛知県理学療法士会 健康福祉部

後援 長久手市教育委員会 長久手市体育協会

スポーツ傷害講座 参加申込書

チーム名: _____

代表者名: _____ 連絡先(電話番号): _____

参加人数 選手 男: _____ 名

女: _____ 名

指導者 : _____ 名

その他 : _____ 名

FAX 送信先 0561-63-3536 (愛知医科大学 運動療育センター)

長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準
 (行事名 スポーツ傷害講座 -バスケットボール もっと激しく!もっと安全に!-)

審査項目		判断(事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか	○	
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又推薦があるか(他で開催された実績があるか)	/	
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること	/	
申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか(予定、未定となっていないか)	○		
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分であると判断できるか	○	

